



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
8月11日  
第130号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 告 示

- ※滋賀県地籍調査費補助金交付要綱の一部改正(県民活動生活課) ..... 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) ..... 2
- 道路区域の変更(道路保全課) ..... 2
- 道路の供用開始(道路保全課) ..... 2

### ○ 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課) ..... 3

### ○ 健康福祉事務所告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖北) ..... 4

## 告 示

### 滋賀県告示第321号

滋賀県地籍調査費補助金交付要綱(昭和49年滋賀県告示第277号)の一部を次のように改正する。

令和2年8月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第2第1項中第9号を第12号とし、第2号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 報酬
- (3) 給料
- (4) 職員手当等

別表第2第2項中第11号を第14号とし、第2号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 報酬
- (3) 給料
- (4) 職員手当等

別記様式第1号別紙第2、別記様式第2号別紙第2、別記様式第3号別紙第2および別記様式第4号別紙第2中

賃金				
----	--	--	--	--

を

賃金				
報酬				
給料				
職員手当等				

に改める。

### 付 則

- 1 この告示は、令和2年8月11日から施行し、改正後の滋賀県地籍調査費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前にした改正前の滋賀県地籍調査費補助金交付要綱の規定による申請その他の行為は、改正後の

滋賀県地籍調査費補助金交付要綱の相当規定によりしたものとみなす。

### 滋賀県告示第322号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年8月11日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ヘルパーステーションこねくと	守山市吉身三丁目17-5	まるさん合同会社 代表社員 長谷川二郎	守山市浮気町321-3駅前東住宅1-106号	訪問介護	2570700928	令和2.8.10

### 滋賀県告示第323号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年8月11日から令和2年8月25日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月11日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	彦根八日市甲西線	東近江市今崎町字藪地514番5地先から	変更後	最小 10.8m } 最大 12.0m	85.0m	道路法第24条 工事に伴う道路区域の変更
		東近江市今崎町字藪地519番4地先まで	変更前	最小 8.8m } 最大 9.0m		
国道	367号	高島市朽木荒川字慕谷733番地先から	変更後	最小 13.0m } 最大 27.1m	102.8m	う回路設置に伴う道路区域の変更
		高島市朽木荒川字慕谷721番4地先まで	変更前	最小 6.9m } 最大 15.0m		

### 滋賀県告示第324号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月11日から令和2年8月25日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に

供する。

令和2年8月11日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道367号	高島市朽木荒川字慕谷733番地先から 高島市朽木荒川字慕谷721番4地先まで	令和2.8.11	L=102.8m

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和2年8月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ミドリ大津店 大津市大將軍一丁目28番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社エディオン 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号 代表取締役 久保允誉
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,926㎡
    - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面3-1のとおり 291台
    - ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面3-1のとおり 69台
    - エ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面3-1のとおり 107㎡
    - オ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面3-1のとおり 35.20㎡
    - カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
      - 駐車場① 8時30分から4時30分まで
      - 駐車場② 9時30分から21時30分まで
      - 駐車場③ 9時30分から21時30分まで
    - キ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 3か所 届出書の添付図面3-1のとおり
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,962㎡
    - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面3-2のとおり 268台
    - ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面3-2のとおり 38台
    - エ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面3-2のとおり 137㎡
    - オ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面3-2のとおり 27.96㎡
    - カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から21時30分まで
    - キ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 1か所 届出書の添付図面3-2のとおり
- 4 変更年月日 アからカまでについては令和3年3月14日、キについては令和2年7月14日
- 5 変更の理由 別館2の閉店に伴う施設配置変更のため
- 6 届出年月日 令和2年7月13日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
    - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
    - 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
    - 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
  - (2) 縦覧期間 令和2年8月11日から令和2年12月11日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和2年12月11日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年8月11日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
さざなみ	長浜市木之本町千田681番地4	NPO法人C ILだんない	長浜市木之本町千田681番地4	同行援護	令和2.8.1	2510300532